

四半期開示をめぐる最近の動向

—四半期報告制度の概要

小林雅彦

あずさ監査法人／KPMG
社員 公認会計士

四半期報告制度は、金融商品取引法にもとづく新しいディスクロージャー制度であり、上場会社等を対象として、平成二〇年四月一日以後開始する連結会計年度および事業年度から導入されることになった開示制度である。

四半期開示自体は、従来から証券取引所における適時開示の一環として行われてはいるものの、平成二〇年四月一日以後に開始する事業年度からは制度開示として位置づけられることになる。この制度化に伴い、上場会社等においては、四半期連結決算の早期化、四半期財務諸表の会計処理の見直しなど、その準備や対応が必要になるものと考えられる。

以下、金融商品取引法にもとづく四半期報

告制度について、現行の証券取引所における四半期開示と比較しながら、その意義や概要について紹介するとともに四半期報告制度への企業の対応について考えたい。

1 四半期報告制度の意義

四半期報告制度の導入の背景およびその意義は、金融審議会金融分科会第一部会「ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告—今後の開示制度のあり方について」において端的に示されている。すなわち、「企業を取り巻く経営環境の変化は激しく、これに伴い、企業業績も短期間のうちに一層、大きく変化するようになってきた。こうした状況の下では、投資者に対し、企業業績等に係る情報をより適時に開示することが求められるとともに、これを通じて、企業内においても、より適時に経営管理に必要な情報を把握し、的確な経営のチェックを行っていくことが期待される」ということである。つまり、四半期財務情報の重要性とこれに対するニーズの高まりへの対応が図られたということであり、四半期財務情報の精度の向上が図られるとともに、より投資家のニーズに合致した情報がタイムリーに提供されることが期待されているといえるであろう。

2 開示制度における四半期報告制度の位置づけ

上場会社等は、四半期会計期間（事業年度を三ヵ月ごとに区分した期間）ごとに、その属す

る企業集団の経理の状況その他の公益または投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した四半期報告書を各期間経過後四五日以内に提出しなければならぬとされている。また、四半期報告制度の導入に伴い、現行の半期報告制度については、銀行・保険会社等若干の例外を除き、適用されない予定である。したがって、大多数の上場会社等については、四半期報告制度に一本化されることになる。

なお、四半期報告書に記載すべき事項については、平成一九年五月一七日に内閣府令（案）が公表されているのでそちらを参照されたい。

3 四半期報告制度の概要

四半期報告制度は、上記のとおり従来の半期報告制度と比較して報告頻度が増えるとともに、より短期間での報告が求められているという点に大きな特徴がある。現行の証券取引所における四半期開示との主な相違点は、左表のとおりである。

①開示・報告の根拠

金融商品取引法の規定にもとづく四半期報告制度においては、虚偽の記載に対して罰則が適用されるとともに課徴金の対象ともされている。

②四半期財務諸表作成のための会計基準の整備

四半期報告制度で開示される四半期財務諸表には、四半期財務諸表の会計基準として企業

会計基準委員会から平成一九年三月一四日付で公表された「四半期財務諸表に関する会計基準」および「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」が強制適用される。これらの会計基準および適用指針では、簡便的な会計処理の採用が認められているものの、四半期財務諸表作成のための会計処理の原則および手続は、原則的として、年度の財務諸表の作成にあたって採用する会計処理の原則および手続に準拠することが求められている。

③ 対象となる四半期財務諸表

原則として、連結ベースでの開示のみが求められている。四半期連結財務諸表は「四半期連結貸借対照表」「四半期連結損益計算書」および「四半期連結キャッシュ・フロー計算書」であり、四半期連結財務諸表に係る一定の注記事項も開示する必要があるとされている。キャッシュ・フロー計算書の開示や一定の注記事項の記載が強制されている点が証券取引所における四半期開示と大きく異なる点である。

④ 四半期財務諸表に対する公認会計士または監査法人による保証

四半期報告書で開示される四半期財務諸表には、金融商品取引法の規定により、公認会計士または監査法人による監査証明が必要とされている。これについては、平成一九年三月二七日付で企業会計審議会・監査部会より「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」が公表されているが、証券取引所の四半期開示が一部例外を除き公認会計士または監査法人の保証が

求められていなかったことから、四半期決算スケジュールに大きな影響を及ぼすことが見込まれる。なお、具体的な取り扱いについては内閣府令(案)を参照されたい。

⑤ 報告の期限

四半期報告制度においては、各期間経過後四日以内に四半期報告書を提出しなければならないとされている。この点、証券取引所における四半期開示においても早期決算発表が要請されてきているものの、四半期報告制度は制度開示であるという点から企業の負担はさらに増大することが見込まれる。

4 四半期報告制度への対応

以上のとおり、四半期開示は四半期報告制度の導入により新たな局面を迎えようとしている。一方で、四半期報告制度が導入される平成二〇年四月一日以後に開始する事業年度においては、財務報告に係る内部統制報告制度の導入と多くの新会計基準の適用とが集中するため、多くの企業にとってディスクロージャーに関する負担が増大することが見込まれている。

このような状況下で、企業としては貸借対照表および損益計算書のみならず、キャッシュ・フロー計算書やセグメント情報など従来必ずしも強制されていなかった情報を含んだ四半期連結財務諸表を、正確かつタイムリーに作成するための情報入手を含めた体制を整備する必要があると考えられる。特に、多数の在外子会社を有する企業にとってはその整備には時間を要す

	証券取引所における四半期開示	四半期報告制度
開示・報告の根拠	各証券取引所の規則	金融商品取引法
四半期財務諸表作成のための会計基準	「四半期財務情報の作成・開示に関する手引き」	「四半期財務諸表に関する会計基準」および「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
対象となる四半期財務諸表	要約連結貸借対照表および要約連結損益計算書	四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書およびこれらの注記事項
四半期財務諸表に対する公認会計士の保証	マザーズ上場企業等の一部を除き、公認会計士または監査法人による保証は求められていない	公認会計士または監査法人による保証(レビュー)が求められている
報告の期限	強制はされていない	各四半期経過後45日以内

ることが予想される。また、このような体制の整備や公認会計士または監査法人によるレビューを受けることを踏まえた上で、四半期連結決算のスケジュールの見直しを迫られる企業が多く出てくるであろう。さらに、四半期連結財務諸表を作成するための会計処理基準についても見直しを含めた検討が必要になると考えられる。

したがって、早期に自社における現状の四半期開示の状況を再確認した上で、四半期報告制度導入までに対応すべき課題を明確にするとともに、可能な限り前倒しで導入のための準備を進めることが望まれる。